

手賀沼・印旛沼・根木名川圏域流域懇談会規約

(名称)

第1条 この会は、手賀沼・印旛沼・根木名川圏域流域懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

(趣旨)

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が河川法第16条の2に規定する河川整備計画を策定又は変更する場合、及び河川整備計画に基づく河川事業実施のための事業評価等を行うときに、学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町長の意見を聴く場として設置するものである。

河川管理者は、懇談会での意見を尊重するものとする。

(懇談会等)

第3条 懇談会は、別表に掲げる学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町長から構成される委員並びに顧問をもって組織する。

2 ただし、必要のある時は、別表に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

3 懇談会には、手賀沼部会、印旛沼部会、根木名川部会を置き、それぞれの部会毎で、方針を決定することができることとする。

また、各部会は、必要に応じ特定のテーマに関する作業部会を設置することができるものとする。

4 委員及び顧問は千葉県知事が委嘱する。

5 懇談会及び各部会には座長を置き、河川管理者が指名する学識経験者がその職務を行う。座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

6 座長は、懇談会及び部会を代表し会務を総括する。

7 顧問は、懇談会及び部会の要請に応じて、必要な助言を行う。

8 委員及び顧問の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

なお、異動及び役員の改選等に伴い変更が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

9 座長は、懇談会において事業評価についての審議を実施した場合、審議結果を少数意見も含めて取りまとめ、意見を提出するものとする。

(懇談会の招集)

第4条 懇談会は、座長又は千葉県知事を代行し、千葉県県土整備部河川整備課長が招集することとし、手賀沼部会は千葉県柏土木事務所長、印旛沼部会は千葉県印旛土木事務所長、根木名川部会は千葉県成田土木事務所長が招集するものとする。

(事務局)

第5条 懇談会の事務局は、千葉県県土整備部河川整備課に置くこととし、手賀沼部会は千葉県柏土木事務所、印旛沼部会は千葉県印旛土木事務所、根木名川部会は千葉県成田土木事務所に置くものとする。

(懇談会の公開)

第6条 懇談会の傍聴については、千葉県県土整備部が別途定める要領による。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほかは、懇談会に諮り定めるものとする。

第8条 この規約が効力を有するのは、平成29年3月31日までとする。

(附則)

この規約は、平成24年 1月25日から施行する。

この規約は、平成24年 4月 1日から施行する。

別表

区分		手賀沼部会	印旛沼部会	根木名川部会
委員	学識経験者	8名以内	8名以内	8名以内
	河川利用者	3名以内	3名以内	3名以内
	関係住民	6名以内	6名以内	6名以内
	関係市町長	7名以内	12名以内	3名以内
	合 計	24名以内	29名以内	20名以内
顧 問		1名	1名	1名